

令和4年度第6回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和4年9月9日(金)
招集場所	米子市役所旧庁舎3階603会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	3番 井田時夫委員 4番 岩佐清志委員 5番 大太勇三委員 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員 11番 高橋敦美委員 12番 竹中誠一委員 13番 田子博康委員 14番 田中豊委員 15番 田邊雄一委員 17番 中本公平委員 18番 船越真委員 19番 矢倉篤實委員
欠席農業委員	1番 生田誠二委員 2番 泉新一委員 16番 富田行博委員
出席推進委員	能登路幸輝委員 森中喜輝委員 山中春夫委員 田口正廣委員 足立康雄委員 長澤誠委員
事務局	日浦事務局長 河野事務局長補佐 妹尾係長 石田主任 馬野主事
傍聴人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地転用事業計画変更申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく農用地利用配分 計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (7) その他

議事開始 午後1時30分

議長（田邊会長）

第6回農業委員会総会を開きます。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号13番の田子委員と議席番号14番の田中委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、生田委員と泉委員と富田委員です。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条議案議案番号15番贈与の案件について取下書の提出がありましたので、取下げとさせていただきます。

事務局（石田主任）

続きまして、お手許に5条の転用議案を一件、追加議案として配布しています。これは、今回の農地転用9ページ59番に関連するものですので、併せてご審議いただきたいと思います。詳細は後程審議の際に説明させていただきます。また、59番の議案について、住宅と進入路に係る持ち分の記載が抜けておりましたので、議案9ページの差替え分もお手許に配布していますので、お手数ですが、差替えよろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

それでは審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは、4ページ番号13の富益町について審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明いたします。場所については画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください。番号13の富益町の議案について説明いたします。弓ヶ浜駅の西にあります畑1筆51平方メートルの農地を隣接耕作者がこの度合意され売買されるものです。取得後の経営面積は35アールです。

続いて番号14番の水浜の議案について説明いたします。水浜水源地近くにありますが田1筆1590平方メートルの農地を使用貸借設定中の貸渡人と借受人とがこの度合意され売買されるものです。取得後の経営面積は変わらず180アールです。

番号16番の赤井手について説明いたします。箕蚊屋中学校東にあります田2筆、合計3,366平方メートルの農地を同居の孫に贈与されるものです。取得後の経営面積は変わらず62アールです。

番号17番の福万の議案について説明いたします。石州府地内にありますが田1筆畑3筆、合計258.56平方メートルの農地を農地近くに居住する受人とこの度合意され売買されるものです。取得後の経営面積は43アールです。3条許可案件は以上4件となります。詳細は

議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（田邊会長）

番号13の富益町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

足立推進委員

それでは、13番について、担当委員から補足説明をいたします。現地調査は8月24日に田中農業委員と行いました。申請地は、譲受人の隣接農地であり、取得することにより接道となることが出来ます。売買交渉を行った所快く了解が得られたものです。許可について問題ないと思いますので、審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（田邊会長）

番号14、16の水浜、赤井手について、担当委員さんから補足があればお願いします。

森中推進委員

それでは、14番について、担当委員から補足説明をいたします。現地調査は9月1日に田邊農業委員と行いました。現地は水稲が植え付けられてきちんと管理されており、許可について問題ないと思いますので、審議のほど、よろしく願いいたします。

続いて16番について補足説明します。現地調査は9月1日に田邊農業委員と行いました。譲受人が大高の人なので中本委員とも協議し、水稲が植えられてきちんと管理されていることから、許可について問題ないと思いますので、審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（田邊会長）

番号17の福万について、担当委員さんから補足があればお願いします。

高橋農業委員

17番について、担当委員から補足説明をいたします。申請地は譲渡人が相続によって取得していたものですが、遠方に居住しており管理が難しいため、以前より受人を探していました。この度、近隣で農業を営む譲受人と売買の合意に至ったものです。譲受人は、ここで野菜等を栽培する計画です。現地調査は8月21日に福島推進委員と行いました。4筆とも適切に管理されていました。許可について問題ないと思いますので、審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして6ページをお願いします。議案第2号、農地法関係事務処理要領の第4の7の（3）のエの（イ）の規定により、農地転用事業計画変更申請に対する意見を具申したいので審議を求めます。

7ページ、番号1の尾高の案件につきましては、10ページ議案第3号番号62の尾高と関連しますので、併せて審議いたします。

事務局から説明してください。

事務局（馬野主事）

失礼します。先に事務局より事業計画変更申請1番について、説明いたします。詳細は議案のとおりです。本申請地につきましては、平

成7年に、当初計画者が住宅を建てるということで、転用の許可を得て所有権移転されました。しかしその後、計画者も遠方に居住していたことから親族が農地として管理している状態でした。このたび、承継者により、本申請地へ建売分譲住宅を建築することが計画され、転用申請がございましたので、ご審議よろしく申し上げます。なお、被害防除計画等につきましては、引き続き、担当委員様からご説明されます。事務局からは以上です。

議長（田邊会長）

担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

事業計画変更申請1番及び5条62番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、建売分譲住宅を計画したものです。先程事務局から変更申請の説明があった通りです。9月2日に尾坂推進委員と現地調査を行いました。現在の状況は、蔓が生えていますが、一昨年までは農地としてきちんと管理されていました。造成計画は、最高40センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、高さ80センチメートルと100センチメートルのL型擁壁を設置します。雨水の排水について、敷地内溜桝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、自治会の同意を確認しています。土地改良区は該当ありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

始めに、7ページ、議案2号番号1の尾高について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、計画変更申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、10ページ、議案第3号番号62の尾高について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、8ページ、議案第3号をお願いします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは、9ページ番号58の夜見町について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

竹中農業委員

それでは58番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。夜見町の中央部分です。転用目的は、住宅敷地を計画したものです。本案件の住宅の全体敷地は205.92平方メートルであり、敷地の大部分は農地ではない所に建設されます。道路側に残っている農地の一部のみ転用ということで申請があったものです。8月27日に西村推進委員と、現地確認を行いました。造成計画は、転圧・整地のみを行います。雨水の排水について、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から新設側溝を經由し既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号59の彦名町について審議します。また、追加議案の番号64についても併せて審議します。まず、事務局から説明をお願いします。

事務局（石田主任）

まず、今回の64番議案が追加となった経緯ですが、画面をご覧ください。転用申請の添付書類等は関係各課に指摘事項等の確認を依頼していますが、建築相談課より開発申請の面積と転用面積が異なるとの指摘がありました。その差は、転用申請に法面部分が含まれていない事によるものと判明しました。許可権者である県に確認したところ、法面部分についても転用が必要との見解を得ましたので、急遽追加議案として申請があったものです。説明は以上です。

議長（田邊会長）

担当委員さんから説明をお願いします。

田口推進委員

59番と追加の64番について一括して説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。米子高専の南側に位置する農地です。転用目的は、議案59番は一般住宅及び進入路を、議案64番は一般住宅及び進入路に係る法面部分を計画したものです。8月25日に公本農業委員と現地確認を行いました。造成計画は、90～100センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等として、L型擁壁140センチメートル、160センチメートルを設置します。雨水の排水について、敷地内溜桝から新設側溝を経由し既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同

意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

高橋農業委員

進入路部分の持ち分登記がそれぞれ5分の1ずつになっていますが、後の6割部分というのはどういう名義になるのか。

事務局（石田主任）

今回、5分の1、5分の1で出てきていますが、残りの5分の3につきましては、残地部分で2区画の計画があると聞いていますので、いずれそこで共有される事になるという所です。

議長（田邊会長）

よろしいでしょうか。他にありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号60の河崎について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

山中推進委員

60番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。9月5日に大縄委員と、現地確認を行いました。造成計画は、転圧・整地のみ行います。雨水の排水について、敷地内に設ける浸透枡を經由し、上水のみ農業用用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から浸透枡を經由し、上水のみ農業用用水路へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、500メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

森中推進委員

使用貸借権設定という事だが、これは親子関係か。

事務局（石田主任）

その通りです。

議長（田邊会長）

よろしいでしょうか。他にありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号61の蚊屋について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

能登路推進委員

61番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。箕蚊屋中学校前の農地です。転用目的は、一般住宅を計画したものです。9月6日に田邊委員と、現地確認を行いました。造成計画は、高さ46センチメートルから52センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として高さ90センチメートルのL型擁壁を設置します。雨水の排水について、敷地内溜桝から農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

番号62は先程審議いたしましたので、続いて10ページ番号63の淀江町西原について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

長澤推進委員

63番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、共同住宅及び進入路を計画したものです。9月1日に富田委員と池口委員が、現地確認を行いました。造成計画は、高さ20センチメートルから100センチメートルの盛土造成を行います。擁壁は既存の擁壁を利用します。雨水の排水について、敷地内の雨水を集水後、管を埋設した水路へ接続し、市道沿いの排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接農地所有者兼自治会長の同意を確認しています。土地改良区は該当ありません。農地区分は、画面のとおり〇〇〇〇番〇については、300メートル以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地で第3種農地、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番〇については、500メートル以内に駅、市町村役場等の施設がある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、11ページ、議案第4号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について、14ページ番号9-1を審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

14ページ番号9-1は、新規設定です。

ご審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、16ページ所有権移転各筆明細について、番号9-1から番号9-3を一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。

番号9-1は、買い受け人の耕作地に囲まれた農地を買い受けるものです。

番号9-2は、先月に引き続き圃場整備地内の農地を買い受けるものです。

番号9-3は、本年いっぱい使用貸借で借りている農地を買い受けるものです。以上、3件、ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、19ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号9-1から24ページ番号9-30までを一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。19ページ番号9-1から24ページ番号9-30まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので15件、Dは期間満了による更新で15件です。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、26ページ、議案第5号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、27ページ番号1から29ページ番号6までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案のカッコ書きは耕作面積を記載しております。今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。27ページ番号1から29ページ番号6は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。
そうしますと採決したいと思います。
賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。
審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（河野事務局長補佐）

報告いたします。

32ページの農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。

次に33ページから34ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、7件を受理しています。

次に、35ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、3件を受理しています。

次に、36ページから37ページの非農地現況証明について、8件を証明しています。

次に、38ページの農地転用現況確認書交付について、2件を交付しています。

次に、39ページから40ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、2件を証明しています。以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

田中農業委員

私の勉強不足で、教えてください。14ページの各筆明細と16ページの所有権移転は3条で処理できるものが別枠で上がっている理由を簡単に説明してください。

事務局（妹尾係長）

まず、所有権移転ですが、基盤法の売買の方が、売り手は税金の控除があり、買い手は登記を市が行うので、売り手、買い手共に利便性が高い事業です。貸し借りについても、基盤法はそれぞれの権利を守っていく法律ですので、3条から基盤法に移って行く事になります。買い手側には、認定農業者であるとか、名簿登載が必要であるとかの条件があります。

議長（田邊会長）

他にございませんか。

無いようですので、続いて事務局から事務連絡をしてください。

事務局（河野事務局長補佐）

10月7日（金）13時30分から、市役所本庁舎401会議室におきまして、10月定例総会を開催予定としております。

次に、9月の農地相談会は、中止とさせていただきます。10月以降につきましては、情勢を見ながら、今後判断してまいります。

次に、9月分の活動実績報告書ですが、10月3日（月）までにご提出いただきますと助かります。報告用紙をお配りしておりますが、足りないと思われる方は、出入口付近に用意してありますので、お持ち帰りください。補助金の関係で、4月から8月分の活動記録簿をご提出頂いてない方は、なるべく早く提出していただきますようお願いいたします。9月分につきましても、10月になり次第、出来るだけ早く提出していただけると助かります。私からは以上です。

議長（田邊会長）

他にございませんか。よろしいでしょうか。そういたしますと、これを持ちまして、第6回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後2時10分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員